|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

第１号様式（第７条関係）

※市記入欄

令和　　年　　月　　日

（宛　先）

広　島　市　長

申請者　郵便番号

住　　所

　　　　フリガナ

　　　　氏　　名

　　電話番号

　　日中の連絡先

**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付申請書（家庭用燃料電池）**

私は、広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。また、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことを承諾します。

記

　１　補助対象工事等区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | □ 住宅に家庭用燃料電池を設置 □ 家庭用燃料電池が設置された住宅を購入 |

２　補助対象機器の設置場所・設置者の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所の住所 | 広島市　　　　　区 |
| 住宅の種類 | □ 一戸建住宅　　　　　□ 共同住宅　　　　　□ 分譲共同住宅 |
| □ 新築　　　　　　　　□ 既築 |
| 居住等の区分 | □ 対象住宅に居住　　　□ 対象住宅を賃貸　　□ 対象住宅を賃借 |
| 対象住宅の所有者 | □ 申請者の単独所有　　□ その他（申請者以外の者との共有を含む） |

３　補助対象機器

|  |
| --- |
| 補助対象機器の概要 |
|  |  | 品名番号 | 製造事業者名 |
| 燃料電池ユニット |  |  |
| 貯湯ユニット |  |
| 燃料種類 | □ 都市ガス　　　　　　　　　　□ ＬＰガス |
| 機器費及び工事費（消費税を含まない額） | 円  |

４　補助対象工事等計画

|  |  |
| --- | --- |
| 工事請負契約日（売買契約日） | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 設置工事着工予定日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 設置工事完了予定日又は領収書の取得予定日のいずれか遅い日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |

　５　第三者への委任（申請者本人が手続をする場合は、記載不要です）

|  |  |
| --- | --- |
| □ 有右記に同意します | 広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付要綱第１６条の規定に基づき、交付申請書類の提出を以下のものに委任します。なお、手続代行者が行う提出手続の一切について、異議申し立てを行いません。 |

６　手続代行者（申請者本人が手続をする場合は、記載不要です）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 事業者名 |  | 電話番号 |  |
| 住所 |  |
| メールアドレス | 　　　　　　　　 ＠ |

**⇒　裏面の必要書類を添付してください。**

**□　必要な添付書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書に添える必要書類 | 補足説明 |
| １ | 工事請負契約書等の写し  | 工事請負契約書（補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写し |
| ２ | 補助対象機器の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類 | 補助対象機器の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類 |
| ３ | 補助対象機器を設置する住宅の案内図 | 住宅地図等、補助対象機器を設置する住宅の位置が分かる地図 |
| ４ | 補助対象機器の設置前の現況写真 | 補助対象機器の設置前の現況を示すカラー写真 |
|  | 新築住宅に補助対象機器を設置する場合（申請時に住宅がない場合） | 建設予定地 |
| 既築住宅に補助対象機器を設置する場合 | 補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景 |
| 補助対象機器が設置された住宅を購入する場合 | 不要（実績報告書提出時に提出） |
| ５ | 広島市税の納税証明書の原本（市税について滞納がない旨の証明書） | ・申請日前の３か月以内に交付されたもの・広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第１０号様式）を提出 |
| ６ | 住宅所有者の同意書（第９号様式） | 補助対象機器を設置する住宅に、申請者以外の所有者（分譲共同住宅の場合は、区分所有者）がいる場合に提出 |
| ７ | 「住民票の写し」の原本 | ・申請日前の３か月以内に交付されたもの・納税証明書を添付し、申請者の住所が、他の添付書類の住所と同一の場合は不要 |
| ８ | 賃貸借契約書の写し | 申請者が住宅を賃借している場合に提出 |
| ９ | その他市長が必要と認める書類 |  |